

一般社団法人 関西防災機器協会理事会規程

(目的)

第1条 本会の理事会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、本規程の定めるところとし、理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 理事とは、定款第20条で定める役員（以下「役員」という。）及び役員に準ずる社員総会において選任された者をいい、当該理事の任期は役員と同じで、再任は妨げない。

2 理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員以外の出席)

第3条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(理事会の種類・開催)

第4条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、原則として4月に開催する。

3 臨時理事会は、必要があると認めるときに開催する。

(招集権者)

第5条 理事会は、代表理事である会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

2 監事は、法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(招集手続)

第6条 理事会の招集通知は、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して発しなければならない。

2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載した書面で行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(欠席)

第7条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第8条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

2 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準ずるものとする。

(決議事項)

第10条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

(1) 総会の招集等に関する事項

(2) 理事に関する事項

(3) 重要な業務執行に関する事項

(4) その他法令及び定款に定める事項

2 会長は、前項の決議事項（法定事項を除く）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に附議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。

(報告)

第11条 会長及び業務執行理事である専務理事は、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

2 理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第12条 理事会の議事については、出席した会長（または理事）及び監事がこれに記名押印をしなければならない。

2 前項の議事録は、10年間備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

第13条 議長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(常務会)

第14条 理事会の下に常務会を置くことができる。

(1) 常務会は、正副会長及び常勤理事で構成する。

(2) 常務会は、理事会に附議すべき事項を審議する。

(3) 常務会は、必要に応じ常務理事の要請により開催できる。

(4) 常務会構成員の任期は、理事の任期内（最長2年間）とする。ただし再任を妨げない。

(5) 常務会には、会長、副会長（1名以上）、常務理事、常勤理事が出席しなければならない。

(附則)

この規程は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。